

# 道産水産物輸出拡大推進事業実施要領

令和3年4月1日付け水経第1773号水産林務部長通知

## 第1 目的

道は輸出を取り巻く環境の変化や輸出実績・課題などを踏まえた特定の品目に偏らないリスク分散に対応した取組を進め、北海道ブランドの浸透や市場の拡大に弾みを付けるとともに、輸出も含めた食料の供給能力の維持を図り、北海道の食の輸出をさらに成長させ、道内食関連産業の持続的な発展を図るため、令和6年2月に北海道食の輸出拡大戦略～第Ⅲ期～を策定した。

海外からの需要が高い主要な輸出水産物に加え、北海道において資源が増加傾向にある魚種や安定した生産が見込まれる魚種を主体に、道産水産物の安定した需要の確保のため、本戦略に基づき、本道の漁業団体等が実施する輸出促進に向けた事業に対し、予算の範囲内において道産水産物輸出拡大推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。）の規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。なお、このほか、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和8年3月2日府地創第50号、府地事第93号）によるものとする。

## 第2 補助事業

次に掲げる道産水産物の輸出促進に向けた事業を対象とする。

事業内容	対象国
ホタテ、秋サケ、ホッケ、カレイ類等を主体とした、高付加価値製品や加工原魚の輸出拡大に向けた事業	香港、台湾、タイ、ベトナム、豪州等

## 第3 補助対象者

この事業の補助対象者は、北海道漁業協同組合連合会とする。

## 第4 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成

補助対象者は、別記第15号様式の道産水産物輸出拡大推進事業実施計画承認申請書（以下「実施計画書」という。）を作成し、別に指示する期日までに、知事に提出しなければならない。

### 2 事業実施計画の承認

- 知事は、実施計画書の内容が本事業の目的及び内容等に適合すると認めたときは、予算の範囲内で実施計画を承認し、補助対象者に通知する。
- 知事は、補助金の交付予定額及び補助金等交付申請書の提出期限を、補助対象者に通知する。

## 第5 補助

### 1 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

この事業の補助対象とする経費は、道産水産物の輸出拡大に向けた次の取組に要する経費とし、旅費、原材料費、加工費、製品開発費、輸送費、広告宣伝費、出展料、資材費、印刷製本費、その他事業遂行上真に必要と認められる経費とする。ただし、原材料費、加工費、製品開

発費、輸送費については、試食等に係るサンプル分に限るものとする。

- ア 輸出先国のニーズに応じた製品開発
- イ 輸出先国の飲食店、量販店等での販売促進イベント開催
- ウ インターネットを活用した販売促進

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金の交付申請

(1) 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- ア 事業計画書（別記第2号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（別記第3号様式）
- ウ 経費の配分調書（別記第4号様式）
- エ 事業予算書（別記第5号様式）
- オ 資金収支計画書（別記第6号様式）
- カ 電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第17号様式）（道からの補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

(2) 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

- ア 提出期限 第4の2の(2)において指示する期限
- イ 提出先 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

(3) 補助対象者は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助金の交付の決定等

知事は、2の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、別記第18号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

4 申請の取下げ

(1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第11号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

(2) (1)の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

## 5 事業内容の変更

- (1) 補助事業者は、第5の3の補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容の変更を行う場合にあっては、補助事業等変更承認申請書（別記第10号様式）に第5の2に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、次の全ての事項に該当するときはこの限りではない。
  - ア 補助対象経費の増減が20パーセントを越えない場合
  - イ 補助金等の額が増額とならない場合
- (2) 知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認められるものに限り、承認を行うものとする。

## 6 補助金の概算払

- (1) 補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金等概算払申請書（別記第14号様式）及び最新の資金収支計画書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めたとときは、当該概算払の決定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

## 7 事業の中止等

- (1) 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第12号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、予定期間内に事業が完了しないことが明らかになったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第13号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
- (3) 知事は、(1)又は(2)に基づく申請書等を受理したときは、その内容を審査し、承認又は必要な指示をするものとする。

## 8 実績報告等

補助事業者は、補助事業が完了又は中止（廃止）の承認を受けたときは、原則として当該補助事業等の完了の日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から30日以内又は3月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（別記第8号様式）
- (3) 事業精算書（別記第9号様式）

## 9 補助金の額の確定

知事は、補助事業等実績報告書を受理し、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査するほか、必要と認めるときは、あらかじめ指定した職員に補助事業者の収支等を確認させるとともに、当該職員に補助事業完了に係る調査状況調書（別記第16号様式）を作成させ、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## 10 交付の決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

ア 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

## 11 電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法による行うことができる。

(附則)

1 一部改正 令和7年3月27日付けで一部改正する。

改正前の要領により行うこととされている令和6年度事業については、なお従前の例による。

2 一部改正 令和8年3月26日付けで一部改正する。

改正前の要領により行うこととされている令和7年度事業については、なお従前の例による。